

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

日時：平成26年10月22日（水）

午前10時から正午まで

場所：県庁9階 第1会議室

配布資料

- 資料1 平成25年度イノシシ保護管理事業実績報告書
- 資料2 平成26年度イノシシ保護管理事業実施計画書
- 資料3 平成26年度イノシシに関する各種データ

1 開 会

（始めに、事務局が開会を宣言し、委員10名を紹介後、杉下自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（杉下自然保護課長）

（事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員10名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。次に、玉手部会長が挨拶を行った。）

挨拶（玉手部会長）

先程、杉下課長よりお話がありましたように被害額・対応すべき事業費等いずれも増加しております。この部会におきましては、まず平成25年度の対応につきましてもの検証、平成26年度についてどういふところを重点的に考えていくかを含めて忌憚のない御意見をいただきたいと思ひます。

事務局：以降の進行について、玉手部会長にお願いする。

3 審議事項

- (1) 平成25年度イノシシ保護管理事業実施計画の実績について
- (2) 平成26年度イノシシ保護管理事業実施計画について
- (3) その他

部会長：それでは早速、審議事項に入ります。(1)平成25年度イノシシ保護管理事業実施計画の実績について事務局から説明願ひます。

事務局：(資料に従ひ説明)

部会長：この議題の目的につきましても、すでに皆さんは資料を読んできているので分からない部分を伺った上、それぞれの評価・対応について振り返り次年度以降の対応について役立てていこうと思ひます。私から意見を述べさせていただきますと、資料3の8ページに被害金額一覧で大きく市町村を3つに括っており、県北・県央・県南という形で県央は仙台市を中心に括られております。基本的にこれまで何年も掛けて管理してきましたが、県南に関しては非常に被害が多く出ていて、それなりに捕獲あるいは電気柵の設置等もかなり努力をして現在に至っています。県央に関して仙台市は独自の取組をされており、地域によっては分布拡大が予想されるようなここに記載されていない町もあります。北部に関しては現在のところ桁は低いですが、おそらく更に進出の増加が予想される地域で予防的な対応が必要であるというように地域ごとに状況が違ひます。それぞれ目標設定と努力をしているところですので、県単

位あるいは市町村単位で25年度の実績・評価はそういう視点に基づいて見ていく必要があるだろうと思います。今伺ったところでは、県南はかなりの対応をされているにも関わらず白石市・角田市、県央では仙台市も被害額が増加しています。捕獲数も捕獲努力をしていますが、実際は被害額の低減には繋がっていない市町があります。これについて、それぞれの市町で分析された資料1の評価の概要は書いてありますが細かく見ていく必要があります。まず資料1に関して不明な点があると思いますので、御意見・御発言がありましたらお願いします。私から確認ですが、資料1の1ページで先程御説明いただきました実績部分の(ト)で「14市町が実施する捕獲活動等へ補助を実施した」と書いてありますが、仙台市は独自の補助金を使った事業をされていましたが、ここに仙台市は入っているのですか。

事務局：はい。入っています。

部会長：分かりました。3ページの放射性物質検査の(イ)は先程の表では検体数が39ですが、これから毎年これくらいの規模でされるのでしょうか。

事務局：はい。毎年この程度です。

部会長：今日は仙台市と丸森町の関係者の方がいらしているので、もしよろしければ補足で御説明いただきたいと思いますが、丸森町さん何かございませんか。どのような努力をしていますか。

小野委員：今年の4月から農林課に代わってきました。前年度の実績につきましては前任者が作った資料になりますが、平成25年度の実績が1,236頭で実績で捕獲をしております。評価に記載していませんが、捕獲したイノシシの処分に関して一番苦労しています。有害鳥獣駆除隊員は現在63名おりまして、巻狩りや箱わなによる捕獲をしていますが、高齢化しており後継者をどのように育成していったら良いのかという問題があります。資料1の3ページにあります放射性物質検査ですが、うちの役場でもシンチレーション検査をしており、高いものもあれば低いものもあります。県下全域に出荷制限が出されているという説明をいただき、高いものに関しては出荷できませんが、低いものについてはどうにか流通させる手段は無いものかと考えております。肉が駄目なら肉以外の部分で活用できるような方策があれば教えていただければと思います。この3点を問題提供させていただきましたが、皆様から御意見をいただければ大変助かります。

部会長：ありがとうございます。県から何か御意見がありましたらお願いいたします。

事務局：農産園芸環境課の日下と申します。丸森町より御提案いただいておりますイノシシの処分に関してですが、これにつきましては丸森町のみならず県南の市町村におかれましては、頭数の捕獲数がかなりございますので、共通の課題として県として捉えており9月に担当者会議を開き、処分方法について検討ということでの情報交換をさせていただきました。今のところほとんどの市町村で埋設・解体後の一般ゴミとしての処分が一般的な方法で、一番の問題は捕獲隊の方々の高齢化に伴い頭数が多い上、労力もかなりかかることが重なり、処分については困難を極めているという情報がありました。県として御提示しているのは、先に白石市から御提案のありました焼却処理場建設について情報提供をさせていただきました。ただ、今現在は県主導より地域主導で進んでおり、先進事例として京都府や福井県等の事例をみますと、国の交付金を活用しながら市町村が連合体や協議会を作って建設をしている状況です。北海道におきましては、エゾジカの減量化という菌を使った発酵処理方法があることについて、お話をさせていただいております。他に蔵王町で今年度国の総合対策交付金を活用しまして、解体処理場を建設する予定となっております。近々事業として承認される予定で承認されましたら直ぐに着手して今年度中に解体処理場を建設し、そこでイノシシを解体した後、それを焼却処分場に運んで一般ゴミと一緒に処理するという形で蔵王町にはお話をさせていただいております。今現在の進捗状況としましては、11月に再度大河原地域の市町村を集めて先日の情報交換と情報提供をさせていただいた中で、市町村としてどのような形で進めていくか県を含めて再度方策を検討していきたいと考えております。今のところ交付金を活用して焼却場を建設するのか、あるいは今現在利用しているクリーンセンターをそのまま活用させていただくような方策、いわゆる蔵王方式の解体処理場を建設していくのか、あるいは丸森町から御提案していただいているのは、処理業者に委託しまして回収・解体・焼却といった処分方法も

あると聞いております。これらにつきましては、どの方法も国の交付金の活用が可能ですので、そういったことを含め皆さんの頭を突き合わせて今後検討させていただきたいです。未確認情報ですが、東電で保証できるのではないかとということで丸森町と白石市で東電の担当者の方に処分費について御提案いただいております。県の原子力安全対策課の担当者と只今状況について詰めているところですので、明らかになり次第こちらで調整をして各市町村へ内容を御提示したいと思っております。よろしくお願いたします。

部会長：時間も限られておりますので、また色々伺いたいと思っておりますが丸森町は非常に先進的と言いますが県内でモデルとなる取組をされていますのでお話を伺いました。他に仙台市よりお話を伺ってから皆様より御意見をいただきたいと思っております。森さんお願いたします。

森委員：仙台市環境都市推進課環境調整係の森と申します。仙台市の25年度の実績とその実績を受けて26年度どのように対応していきたいかということをお話させていただきます。1点目は捕獲実績についてです。仙台市の25年度は資料1にございますように捕獲頭数が有害捕獲と研究捕獲の併せて420頭と昨年度の3倍になっております。それに対して被害面積・被害金額が2倍に増えてしまったことについて原因は生息数の増加と防護柵を設置している地域としていない地域があり、対策を講じていない地域に被害が集中したのではないかと考えております。25年度にまだ防護柵を設置していなかった地域の中で特に大きい部分につきましては、26年度国の補助で設置する予定になっております。3か所のうち全て終わった地域は1か所しかございませんが、残りの2か所も今年度中に設置しますので、その後の状況を検証してみたいと思っております。昨年度は被害は増えましたが捕獲頭数も増えたということで、有害捕獲の効率として、わなの基数に対する捕獲数が3.5になり、平成24年度の1.3からは増加しています。今年度は9月現在で捕獲頭数が96頭です。この96頭というのは一昨年度の有害捕獲の1年間の頭数ですが、昨年度に比べて少ないので今年度の他市町村の状況を是非教えていただきたいと思っております。なお、今年度の9月現在の被害金額・被害面積につきましては、25年度の約3分の1弱くらいになっております。農家の方でわな猟の免許を取得する方への補助や農家の方が捕獲わな・捕獲檻を購入する場合の補助という制度を設けておりますが、昨年度の実績はどちらもございませんでした。これを受けて今年度はさらに働き掛けを勧めて、現在で狩猟免許補助は7人、箱わなの購入補助の応募者は3名で3基の実績がございますので、今後も増やしていきたいということが2点目です。3点目として捕獲隊の方の人数・年齢が高齢化することで活動を活性化していくことがなかなか難しいということがあり、今年度の実施計画に載せましたが地域の方、特に農業者の方を主体とした見回り等の捕獲参加を推進していくということで、対象の方に対する講習会を11月に予定しており今年度中に1地区で地域農業者が見回りに参加する活動をスタートさせていきたいと思っております。大きく以上3点です。

部会長：ありがとうございます。特に本日御出席の丸森町と仙台市は様々な取組をされている自治体でここでの取組が他の自治体の参考になると思っております。他に全体的なところを論議したいと思います。市町によっては目標を上回る被害が出ているので、おそらく捕獲と柵の設置は随分ごっこの状況は西日本では確実に起こっていると思われるのですが、何か御意見をいただきたいと思っております。

仲谷委員：私は、県内で今年度の捕獲数がかなり増えると予想しているのですが、仙台市では現時点で大きく減っている。これは調査捕獲だとか他の部分での捕獲が急減した訳ではないのですか。丸森町はどうですか。

齋藤委員：丸森町は9月現在で昨年より30頭くらい多くなっています。これまでは田んぼなどに餌があるので箱わなには入りづらいと思っております。これからだと思っておりますが山を歩いてみて大体同じくらいの頭数が居るのではないかと思っております。仙台市のお話を伺いますとイノシシの頭数が多くなり、わなを設置する場所を通る確率が多くなったから獲れたのかなという感じを受けました。

仲谷委員：農業分野で今年度被害が増えると想像しているのですが、平場の方に去年よりもかなり出現しているということはありませんか。

事務局：あります。すでに富谷町は昨年までは目撃情報等も無かったのですが、実際のところ仙台市と大和

町では出ていたので無いということは無いよねという話は県でも行っておりましたが、富谷町で大和町から降りてきているのだろうと思われるイノシシの出没情報があり、今現在区長さんが狩猟免許を取得して箱わなを実施しているという事例がありますし、県北の栗原市の方でも目撃情報があると聞いております。

仲谷委員：この会議で考えないといけないことに、全体の方向性があります。宮城県は市町村ごとに資料を出されて素晴らしいと思います。これをどう活かすかという議論が少なく、農業分野の担当者がどういう傾向があるのかなど、市町村ごとにしっかり分析していただけることを願っています。私が作成した2枚紙の資料を基に説明させていただきます。まず原子力発電所事故後の獣肉汚染についてですが、図1は引き続き出荷規制が東日本の広い範囲で行われていることを、図2はセシウム137濃度の変化と個体差を示しています。また、セシウム134は半減期が短く、すでに半減して、放射性セシウム全体としては現在では25%減っていると考えられます。しかし、県の資料の3-9ではあまり下がっていないので、要注意です。図3は放射性セシウムの年変動を示していますが、これは比較的狭い地域でサンプル数の多い栃木県那珂川町の資料で、上が半減期の長いのがセシウム137、下は短い134です。下の134は年度ごとに明確に下り、上の137はほとんど変わらない。チェルノブイリ事故後のオーストリアやドイツの現象と似ており、このことを考えると、出荷規制が長く続くことが予想されます。イノシシでは、冬場に放射性セシウムの濃度が上がります。地表の上を食べている時期は少なく、地表面や地下部を食べている時期は多い様です。ドイツでは、イノシシはシカよりも下がり難く、イノシシは「セシウムの貯蔵庫」とも記述されています。イノシシの分布について、県南部では、山岳地区以外は完全に飲み込まれた状態で、中部も都市部以外は同様になりつつあります。分布空白地帯は北部くらいで、ざっと見ると1年間でだいたい5%程度で捕獲地域が広がっている。県の半分ぐらいが都市部でイノシシの進出が難しいのであれば、毎年、10%くらいの勢いで空白地帯に進出しつつあり、宮城県は非常に危険な状況です。図5で薄い色が1973年から2003年の間で生息地が拡大したところ、色の濃いところがなくなったところ、中間は両年とも生息しているところ。これを見ると群馬県や栃木県はほとんど生息しなかった地域だったのが、今はほぼ飲み込まれています。最新の情報では、栃木県はほぼ完璧に飲み込まれてしまい、しかもこれは数十年の間のことのようにです。千葉茨城の県境でも分布が広がっています。現在の宮城県は潜伏期から爆発期に移行する可能性が高いと想像しています。宮城県の皆さんは捕獲に力を入れており、今後の状況を予測することも重要です。次の表には、平成26年度の捕獲目標値の右側に私が保守的に見て、今後これくらいは獲ることになしそうな数値を書いています。ただし、これは箱わなでの捕獲が進んだ状況で、駆除の仕方によっても被害の軽減効果は異なります。いずれにしても、あらかじめ将来的にどれくらい獲ることになるのを考えておくことは大切です。角田市の私の予想は600頭ですが、現状はすでに800頭を超えています。丸森町は2,000頭ですが、現状は1,200です。仙台市は300や400は当然で4,000頭レベルに達する可能性があります。宮城県全体にイノシシが広がった場合、年間の捕獲が40,000頭レベルになることも予想されます。今は生息しない栗原市や大崎市に定着した場合、地域で4,000頭獲らなければならない状況が生じる可能性があります。このことを考えると、生息しないところに進出させないことがいかに大切かが理解できます。もし、丸森町も2,000頭獲る状況になったら、捕獲個体の処理も大きな問題です。焼却処理施設を県内につくるとしても、そこに運び込む収集システムをどうするのか、広い仙台市に1か所造っても1時間かけて搬入しなければならない地域では、利用が厳しいかも知れません。他県のある市では、非常勤職員による回収システムを作っています。また、ある集落では大きな穴を掘って、そこにイノシシをどんどん埋設していますが、大量になると産業廃棄物にあたるかどうか、汚染や汚濁は心配ないかといった問題も出てきます。出荷規制地域での獣肉の流通には全頭検査が必要で、それには公的機関の関与といったハードルもあります。また、最近、大手企業とタイアップして黒字になっている処理施設もあると聞きますが、検査費用がかからないところでも、基本的に赤字のようです。西日本では解体処理施設が県内で5~10か所くらいに増加している地域もありますが、おそらく、

10年後には閉鎖している施設がかなり出たろうと噂されています。民間企業が触手を伸ばさないような獣肉利用で、経営が十分成り立つか不安だとする人も多いようです。もし、獣肉が本当に美味しければ県庁職員や市町村職員で一人5キロも食べれば十分消費できるかも知れません。赤字覚悟の対策として対応する自治体もまたあります。イノシシの生態と農業被害対策について私が記述した資料が手元にありますので、参考までにお配りします。ここでは、イノシシの分布を拡大させない「予防的対策」と、計画実施した事柄への評価、それがどう役に立ったのかということの重要性を記述しています。効果の有無を評価して改善に繋げることをぜひお願いします。狩猟者の動態に関するものでは、震災後、北関東のある地域では狩猟意欲が減退しています。年中捕獲ができるようになり、狩猟への欲望も変化しているのかも知れません。報奨金が増加する市町村では、地域の被害対策よりも、小遣い稼ぎに目が向いていると噂されたり、報奨金が地域の猟友会の協力体制を崩しているともささやかれます。捕獲を民間会社に委託すると、さらにコスト高になるかも知れません。いずれにしても、地域の問題として、しっかり住民と議論しないと、捕獲数の増加などが見込まれる宮城県にとって、状況がさらに悪化するでしょう。

部会長：仲谷委員に御用意いただいた一枚物の資料の右側の数字の38,550はどういう数字でしたか。

仲谷委員：もし、森林面積1平方キロメートル辺り10頭程度捕獲するとすれば、どういうふうになるのかといった数値で、すでに角田市はそれ以上獲っていて、丸森町もそれに近づきつつあります。西日本の自治体ではこの様な状況が生じています。

部会長：つまり、それぞれの市町村でイノシシの環境収容力を考えると、キャパシティとしてマックスではないでしょうけど、西日本の生息密度から考えると、これくらいはいるようになるということでしょうか。

仲谷委員：やがてはこれくらい獲れるようになる。普通の労力では、これくらいしか獲れないということも考えられます。

部会長：持続的な被害対策を講じている先行事例では、そのくらいのレベルに達しているということですね。

仲谷委員：そのとおりです。

部会長：ありがとうございます。この実績報告書に関して、ある意味で評価といいますか確認という視点で御意見をいただければと思いますが、私から確認で特に白石市や角田市、仙台市もそうですが、対策もされているが被害が増えているのは、基本的に防除柵は効果があり、そこでは被害が押さえられているが設置しない部分への被害が拡大しているというのが主要な原因であるという理解でよろしいですか。

事務局：補助事業等で行っている柵の設置・捕獲、市町村単位で行っている柵の補助、それらを総合的にみますと部会長さんがおっしゃったとおりでございます。特に仙台市で顕著に現れており、地元から柵の設置要望を聞いているだけでもそういう話がどんどん聞こえてきて、その可能性で増えているなと思います。

齋藤委員：今年ですが防護柵にイノシシが入り出られなくなってしまい、稲等をかき集めて田んぼの中でお産した事例があるので、その辺の加減もなかなか難しいと思います。処分に関して、獲って持ってきて内蔵を抜いて洗うことが冬はできますが、夏はハエがいる関係でできません。大体早い人で7,80キロのイノシシを解体して処分するのに1時間半くらいかかります。確かに獲るのは良いのですが、後の始末が大変で、なかなか腰を上げない人達も多いと思います。それから、解体をしてから焼却場に行くまでの億劫さがあるようで、巻狩りをしている人のところに今のところ穴を掘って埋めていますが、そこが満杯になっているので、狐や獣に掘り起こされて蠅が湧いてきて困ります。一つお願いですが、資格を取って1年間の経験の春になりましたが、有害駆除隊になるためには年に1回支部でしている講習会を受けなければ次の年の駆除隊にはなれないという規定があるので、その辺の煩わしさで諦める人もいるので、狩猟免許は3年に1回なので、その辺を考えていただけるようよろしくお願ひしたいと思います。

部会長：ありがとうございます。25年度で他に御意見はございますか。私からばかりですが、県北の市町

村に関してはほとんど書いていません。額として確かに桁が違いますし、例えば目標が150万で実績が237万だったとしても、大して評価をしなくても良いという考えもあるかもしれませんが、特に現在は被害額が少ない地域に関しては、現在の対応が効果をもたらしているかどうかについて、それぞれの市町村の担当者の方は現場を周られて、農家の方から色々な話を聞いていると思うので、評価を書き込んでもらいたいと思います。その点で今回の25年度実績のところ特に県北と申しましたが、額の少ないところで比較的評価に関しての情報が無いところでは、関心の高い低い懸念を感じているところです。今被害の出ているところで、未然に予防的措置を手厚く講じることが、これからの全県単位での分布拡大被害を抑止する非常に重要な点だと思いますので、その点を私の方から申し上げたいと思います。一方で白石市、大河原町、七ヶ宿町の県南を中心とする被害の大きいところでは御苦労されているところがあり、評価に関しても実態がある程度掴めるようなことを書いていただいておりますので、是非その辺のところを各市町村にお願いしたいと思います。あと、直接この報告書に書かれていない部分でポイントとして三点。一つは処分場の問題です。他に仲谷委員からのチェルノブイリと同じでセシウムが出続けるということで、出荷規制の流通問題を中長期的な対応で考えるべきであろうと思います。三点目は齋藤委員から出ましたように、講習や年単位の事業に関しての継続性ということで、現場の方の負担感をできるだけ減らすような措置が必要だというこの三点は議題（1）で付随する事項として提起されました。継続して論議しますが、議題（1）としては基本的にこの原案を了承していただいたということでよろしいでしょうか。それでは（2）平成26年度イノシシ保護管理事業実施計画について御説明願います。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：ありがとうございます。それでは御質問等があればお願いいたします。私からですが25年度に比べて大きく変わったところの新しく増えたメニューについて再度簡単に御説明願います。

事務局：まず法ですが、狩猟捕獲に関する支援ということで、有害捕獲に関しては国の交付金があるので1頭当たりいくらという支援はしておりますが、狩猟に関してはそれぞれの方が生業であったり若しくは趣味であったりしておりますので、基本的に農水省の捕獲支援の対象ではありません。ただ丸森町に関しては、狩猟期間も個体数調整をしますが、必ずしも全員が有害捕獲隊ではないので、狩猟をする方とそれ以外の方が同じ狩猟期間にイノシシを獲っても、貰える方と貰えない方がいて不公平感等があり、それだけではなくここに書いてある放射性物質の影響で狩猟で獲る方はいないだろうということが懸念されたことから経費の一部を補助したいということで、県で今年の狩猟期から1頭当たり5,000円で補助を猟友会さんと話して考えているところです。もう一つは狩猟者確保・育成ということがございまして、狩猟者が必要だということで、去年から新人ハンター養成講座を開催しております。20名という少ない数で、実際には25年が24名、今年が23名の方が受講していただいております。基本的に狩猟免許を取っていただいて、各地域の将来的な有害捕獲の担い手となってもらおうということで、平均年齢34、5歳の若手の方にやっていただいております。若い方なのでまだ現場に出て狩猟はできておりませんが、これからそういった形で狩猟者の確保・育成を継続して行っていきたいと思っております。併せて一人でも多くの方に狩猟免許を取っていただきたいということで、市町村も色々な取組をしていて、県でも狩猟免許試験を多くしたりしておりますが、例えば丸森町が地元で狩猟免許試験をしたいという場合、我々が出前で狩猟免許試験をする等、来年以降も狩猟免許所持者を増やすことも一緒にやっていきたいと考えております。以上が去年から新しく加わった事項でございます。

部会長：ありがとうございました。何か御意見ございますか。

仲谷委員：大切な問題なので基本的な認識を皆さんと共有したい。平成25年度は全国的に被害や捕獲数が少ない年ですが、宮城県では捕獲数も被害も増えています。全国傾向として減るべき25年度に増えている宮城県では、今年は更に増えて被害が急激に拡大をする状況にならないかと不安です。また、もしかりに捕獲目標は達成しても被害は減らない状況も生じかねませんし、残念ながら、この様な状況は全国でも起こりつつあるように感じています。他県などの状況を考えて計画を検討する必要もあります。

例えば、この特定計画の被害目標額はいくらでしたか。

事務局：1,800万円ですが、今は7,000万円です。

仲谷委員：特定計画一期の時もこれでは厳しいとの指摘も出ていて、次の期にも仕方がないとの判断が続いているように感じます。計画途中は見直す時期ではないかもしれませんが、ずるずる同じようにやることが西日本と同じ状況となり、宮城県が更に深刻化するのではと心配です。現状を考えた場合、被害軽減に失敗する危険が高いことを考えた上で、対応する必要があります。もし、努力してこの状態であれば、やり方自体を抜本的に変えないと、大変なことになります。地域レベルでは頑張っていると思いますが、計画目標の1,800万円が、7,000万円になっているということは、計画自体を再評価する必要があるでしょう。

部会長：保護管理事業の根幹に関わる指摘だと思いますが、基本的には西日本で起こったのと同じようなことが起こっているというのは私も同じ認識で、被害の増加しているところに柵を設置してという馳ごっこをやっている、設置できるところは設置してしまい、できなかったところは営農を放棄するそのプロセスだと思うのです。根本的なところを変える具体的なやり方が問題ですが、市町村単位のレベルでできる対応と、全県単位で戦略的に進めるべきところで、具体的には全県単位で抑え込みの戦略を組織立って考えた方が良くと思います。先程申し上げたように、県北の被害はそれぞれ温度差がありますから、今大丈夫だと思っている所こそ、真に措置を講じていく必要があります。被害がうなぎ上りで広がってきている所は目の対応でやるべきことは決まってきたので、それも含めて全県に拡大しないように、宮城県のイノシシの保護管理計画の基本の分布拡大措置としてありますので、もう少し基本的に考えることが県の役割ではないかと思います。他に御意見はありますか。この26年事業に関しましては、県の実施される内容と市町村の実施される内容がありますので、すでに10月になっており実際の被害状況が分かっていると思いますが、昨年度比ではどうなのか正確でなくても良いので教えていただければと思います。また、被害状況は分かりませんか。

齋藤委員：先程の1頭当たり5,000円の件ですが、市町村では写真と大きさと尾を付けて確認していますが、実際に猟期が始まるまでに方法を教えていただきたいと思います。

事務局：今のところ尾は確認の方法として考えておまして、猟友会さんで話しているところです。

石田委員：県全体の取組の話が出ましたが、うちの大学の農場が仙台市にありまして、去年までは防護柵がなかったのですが、今は防護柵が張られていて夜に目撃している話も聞くようになりましたので、仙台市は実態が悪くなっていると思います。うちの大学の農場だけ防護柵が無いので、夜に遊び場になっているのかもしれませんが。周りの農家は防護柵で防ぐ体制になっていますが、仙台市は面積が広いのでこれから広がるのではないかと心配しています。目標が350頭となっていて、年の途中でいっぱい獲れていると思いますが、いかがでしょうか。

森委員：目標は昨年度も今年度も350頭で、これは緊急捕獲の計画で定めた数字になっておりました。昨年度の捕獲頭数は調査が106頭で合計して350頭を超えましたが、今年度は9月現在合わせて100頭未満で、昨年度と同じくらいの捕獲の見込みがないので、先程他の市町村はどうかと伺った次第です。丸森町は獲れているということなので、その結果を持ち帰り内部で検討したいと思っています。

石田委員：別の話ですが、解体処理施設を建築中ということですが、これは実際に人も配置して処理施設が稼働するということでもよろしいでしょうか。遠いところから運ぶというのは難しいと思いますが、持ち込んで処理をするとその処理費用もどこかが負担するということになりますか。

事務局：蔵王町の解体処理は、あくまでも町の施設としての建設になりますので、受け入れは蔵王町で捕獲されたもののみになります。実際に解体処理に当たるのは猟友会の方々の、捕獲しその都度そこに搬入して、解体後は一般ゴミとして処理しますので、袋詰めした後は一時的に冷蔵庫で保管しゴミ回収業者が回収に来た時に、焼却施設に持ち込むということになります。焼却費用は市町村で負担している広域行政組合のゴミ処理料に含まれる形で蔵王町の場合は設計しております。

石田委員：費用もあるのでしょうか、固定的な設備も必要かと思しますので、そういった施設が丸森町等でも造られると良いです。フィンランドでは家畜のトナカイを年に2、3回間引きをするのですが、その時に解体処理ができるような専用のトラックを出していて、残さ処理も専用のトラックを用意しまして、一度に100頭くらいでききるような体制を整えていて畜産的な考えでやっているのですが、トラックでしたら固定的な箱物よりは安く済むのではないかと思いますので、そのようなことも考えていただければと思います。最後に放射能測定で100ベクレル以下だったら、ペットフードの利用は確か可能だったはずなので、そちらのことも考えていただけたらと思います。

鵜飼委員：今日は委員の皆さんのお話を伺えて大変参考になりました。宮城県農産園芸環境課では農作物被害軽減のため、鳥獣害被害対策に取り組んでおりますが、25年度の農作物被害が1億4千万円程有り、その内の半分がイノシシの被害で対策が大変深刻化しています。イノシシの被害が拡大しているということで、皆さん同じ認識でいると思います。今年度から集落ぐるみのモデル事業で、県内2か所の集落で皆さんが主体的に取り組む、防止柵やイノシシの生態を理解した上での対策に取り組んでいただいております。ただ、これについては集落を農作物被害から守るという視点なので、今後鳥獣が増えていくという対策にはなっていません。そこについて、今日のお話の中で県全体で考えるべきではないかという御意見の中で2点伺いたいのですが、まず1つはどんどん増えている増加をどうにかするために、どれぐらい捕獲すれば増加率が鈍化していくのかという目標値を設定するのは可能なのかという点と、今は捕獲という形で数を減らそうとしていますが、捕獲以外の手段で増加をどうにかするような方策があるのかどうか。例えば餌付け的な餌を入れて置かないという自然圧を高めるような具体的な方策があるのであれば専門家の皆様から御意見を教えていただきたいと思っております。

部会長：私はニホンジカやツキノワグマ等の動物について個体数管理を勉強しております。最初の質問に関して言い換えれば、おそらく数の管理ができるのかということだと思います。こちらの質問に関しては、色々な専門家の方で意見は分かれるかと思いますが、ニホンジカでは数の管理が可能だと考えている人が多いと思います。理由は数えやすいから。クマは数の管理が難しいと思っておりますが、それは数え難いからで、サルは数の管理が比較的容易でそれは群れ単位で計るからです。そのようなロジックからいくとイノシシの場合は、ある程度数式の上で計算はできるのですが、元々何というかそこを調べることは非常に難しいことから、数値目標を設定すると現実と乖離したようなことになってしまい非常に難しいので、行政がそういうことをすると信頼を失われるのではないかということで、簡単にそういうことは言えないのではないかと私は思っています。結局のところ、保護管理というのは基本的にはサイエンスの部分と地域住民の方々が、それをどう考えるかという言わば行政の部分がありますから、地域住民の方に納得していただくためには、まず被害の管理、被害の数の抑え込みが先行するのではないかと思います。動物学者や生態学者は個体数を調整すると言ってしまいがちですが、実際の行政の現場ではそれは現実的ではないと私は思っています。現実的というのは長期的にはできるかもしれないけど、短中期的にはできないので、数年単位でやっていく保護管理事業の中でそれをやっていくのは非常に難しいというのが私の結論です。捕獲以外の手段ということになりますと、結局これは住む場所がどのくらいあるかということで、おそらく面積が基本的にその動物の数とか規模を決めているところだと思います。先程、仲谷委員よりお話がありましたが、耕作放棄地が増えているということであると当然キャパシティ事態が増えてきますから、もし捕獲以外の手段である程度正常な状態に持っていかうとするのであれば、生息数管理をきちんとやっていくこと、イノシシが住めない場所を作っていくこと、イノシシが利用し難いものを作っていくこと等、アイデアは色々あると思っておりますが非常にコストがかかるので、実際に手立てはあると思っておりますがスパッとした答えになるような名案はないと思っております。

仲谷委員：数を減らすことで一番重要なのは獲ることではなく、分布させないこと。空間と餌量が制限の基本ですが、まずは、県北の空白地帯にイノシシを住ませない、丸森町でも、今の分布範囲を広げないことです。山間部よりも里で食べ物が多いので、里に出てくれば栄養状態も良くなり繁殖力も高まります。捕獲についても、西日本の地域では一人でくくりわなを200以上掛けていた時代があったのです

が、今は難しく、かりにイノシシを半分近く獲っても翌年、少なくとも2年度には数を回復するでしょう。宮城県は個体数を半減させる技術にはまだ届いていないと思いますが、いつかそういう状況になった時に何が問題で何が必要なのか、今のうちに整理しておくべきでしょう。たくさん獲る技術はどうあるべきかを考えることも大切ですが、それ以上に、私は分布域を拡大させないことに注意していただきたいと思います。

部会長：分布域を拡大させないということでは仙台市はパワーがあり色々されていますが、県南ではこういう被害があることが日常で、そういうコストを考えた上で持続的な農業生産をやれると思います。県北に関しては分からない状態です。仙台市は非常にパワーがあるので色々やっておられますが、問題は仙台市の隣接市町村が重要だと思っていて、私が県単位で戦略的と言っているのは、市町村単位では良いのですが、県全域として情報が上がってこない場所についても早く情報を得るといこと。富谷町もありますし利府町もあります。分布拡大の場合はいろいろな地理的な障壁がありイノシシの場合は蔵王山系の南北の動きですが、宮城県は意外と東西の動きは少ないと思いましたが、国道6号線より東という話がありましたが、私が懸念しているのはこれから更に東方面に行くのではないかということ、そちらの方の抑え込みもやるべきだと思います。県にお願いしたいのは、ここに拳がってこない市町村の情報も設けて次の計画になるのかもしれませんが、県全体としての戦略を立てていただきたいと思います。それでは平成26年度の実施計画につきまして了承していただくということよろしいでしょうか。それでは引き続き(3)その他について、事務局から説明願います。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：今度は保護と管理を分けるということで、有害鳥獣のほとんどは管理へいくのだろうと思っております。国も被害対策にはかなり積極的に色々なことを考えているようですが、イノシシに関することで数を数えなさいと言われることもあるかもしれませんので、そういった点では宮城県も調査のあり方を中期的に考えていらいいのではないかと思います。それでは事務局にお返しします。

仲谷委員：お願いしたいこと、またコメントがあります。ジビエ振興がいま広がっていますが、逆に狩猟体制を潰す可能性も生じています。食の安全が厳しくなり、狩猟者に高いレベルでの獣肉処理を求めるのは難しい状況です。現在8,000円まで国の補助金がプラスされていますが、この事業の終了後のことも重要です。宮城県は会議結果に真摯に対応する高い能力を持ち、その点で素晴らしいと思いますが、組織を有機的に結びつけてそれを活かす連携システムが不十分かと思えます。例えば、農業生産額が大きい都道府県は、生産額にしろる被害割合が少なく、将来を含めた被害への緊張感が現場で高くても、農業分野での上層部の人間が動かないと言われていています。県の農業試験場長あたりが鳥獣害対策の研究や事業の評価にストップをかけることもある様です。そう言うことがないようにお願いします。あと、鳥獣害に関する資料を分析することが不可欠です。これをやらなければ次の改善には進めない。市町村のデータがあっても、だからどうしていくのかということ議論しないと対策は進みません。農業試験場等での最低限の仕事かと思えます。鳥獣害が切羽詰まった状態にならないと進まないとするば、これだけ優秀な県としては残念です。林業試験場の方等、本日欠席ですが、農業部門も含めてぜひ頑張ってもらいたい。また、仙台市が成果を発揮しているのは、民間のノウハウを活用している点にもあるかと思えます。今後も仙台市は評価・改善に重点をおいてお考えいただければと思います。

鵜飼委員：農業関係の試験研究機関、林業関係はシカ等に取り組み始めていますが、それ以外の農作物被害の試験研究機関に鳥獣害に関わる専門的な知見を持った者は今の段階ではおりません。ただ農業被害が大きくなっておりまして、様々な対策を打ち出す会議に今年から入っていただくようになりました。遅いかもかもしれませんが、そういったことで試験研究機関の方に勉強していただき、専門家の外部の先生方にお手伝いいただきながら、県内部の試験研究機関のレベルアップを図りながら進めていきたいと思っております。

仲谷委員：どこの県も専門家や担当者がいないと言います。最初から専門家がいるはずもなく、少なくとも提供される資料から何が言えて何が良かったかを整理する職員が必要ではないでしょうか。

鵜飼委員：先生から試験研究機関なりで分析が必要なのではないのかという御意見に対して言わせていただきました。確かに分析であれば専門的知識が無くてもできるかと思しますので、今後考えていきたいと思えます。今日は来ていませんが農業改良普及センターが県内に9か所あり、そちらの職員で今年から窓口となるような担当を置くようになりました。そういう者に集落ぐるみの事業に深く関わっていただいて、色々な分析等もしていただく形で対策等の試験もっており、調査や分析もしていただいておりますので、試験場の人間も普及センターの人間も共に技術者で人事交友もあるので、鳥獣害に関わる人間の裾野を増やしていく取組を今しているということを御理解いただきたいと思えます。

部会長：山形県も似たような状況で人手が足りなく、山形大学は昨年鉄砲が撃てる若い先生を農学部で採用しました。県のセンターだけでは対応できない部分もあると思しますので、宮城大学や東北大学がありますから、連携していただければと思えます。もう1点非常に重要なのは、市町村の方が農業被害に遭われている方の聞き取りに丹念にあたられているので、その情報を集約されるのが非常に重要だと思えます。その点で25年度の評価が何も書いていないのは非常に残念に思い、現場の聞き取りに皆さん関心を持っていらっしゃるの、是非その情報を活用できるようにしていただきたいと思えます。長くなりましたが時間ですので事務局にお返しします。

事務局：玉手先生ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、御多忙の所お集まりいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会の一切を終了いたします。どうもありがとうございました。